

参考文献等

1.	震災廃棄物対策指針 平成 10 年 10 月 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課
2.	水害廃棄物対策指針 平成 17 年 6 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
3.	廃石綿等処理マニュアル（暫定） 平成 17 年 8 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
4.	非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針 平成 17 年 3 月 30 日付 環廃産発第 050330010 号 通知 飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について 別添
5.	平成 17 年度 大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査報告書 平成 18 年 3 月 環境省 関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課
6.	建材中の石綿含有率の分析方法について （平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号）
7.	建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について （平成 18 年 8 月 21 日基安化発第 0821001 号）
8.	建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成 18 年版） 国土交通省大臣官房営繕部監修 社団法人公共建築協会
9.	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル（平成 18 年 3 月） 廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会 平成 18 年 6 月 12 日 環廃対発第 060609003 号
10.	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007 社団法人 日本作業環境測定協会
11.	改訂版 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル 建設業労働災害防止協会
12.	既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針（平成 19 年 3 月） 社団法人 日本石綿協会
13.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知） 平成 18 年 9 月 27 日 環廃対発第 060927001 号 環廃産発第 060927002 号
14.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について（通知） 平成 18 年 8 月 9 日 環廃対発第 060809002 号 環廃産発第 06080904 号

用語の定義

No.	用語	解説
1.	廃石綿等	<p>一般に、石綿含有吹付け材、保温材等を除去した物で、飛散性の石綿廃棄物といわれるもの。</p> <p>除去に用いたビニールシートや防塵マスク等の石綿の付着した廃棄物も含む。</p> <p>(用-1)『廃棄物処理法施行令第 2 条の 4』参照</p>
2.	石綿含有廃棄物	<p>石綿を 0.1%以上含有する廃棄物であって、廃石綿等以外の廃棄物。</p>
3.	見なし石綿含有廃棄物	<p>石綿障害予防規則第 3 条の但し書きに基づき、石綿含有と見なして対策を行い処分した建材等。</p> <p>石綿含有廃棄物として扱うこと。</p>
4.	石綿含有廃棄物等 (廃石綿等及び石綿含有廃棄物)	<p>廃石綿等及び石綿含有廃棄物の総称</p> <p>本マニュアルにおいては、石綿含有廃棄物との誤解を避けるため、可能な限り「石綿含有廃棄物等(廃石綿等及び石綿含有廃棄物)」と記した。</p>
5.	建築物等	<p>建築物及び工作物を示し、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいい、建築物には、建築物における給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備を含む。</p> <p>(用-2)『建築基準法第 2 条』参照</p>
6.	事業者等	<p>石綿障害予防規則第 3 条においては、解体等の事業を行うもので、労働者を使用するものを「事業者」としている。</p> <p>しかし、災害時においては住民等によって解体・撤去等が実施されることもあることから、本マニュアルにおいては、これらを含めて「事業者等」と記す。</p> <p>(用-3)『石綿障害予防規則第 3 条』及び (用-4)『労働安全衛生法第 2 条』参照</p>
7.	障害	被災による影響
8.	情報喪失障害	設計図書等の紛失
9.	危険発生障害	建築物等の倒壊等による危険

No.	用語	解説
10.	立入り障害	建築物等が倒壊してしまった為の物理的な立入り困難
11.	注意解体	障害によって建築物等への立入が出来ない場合の解体 (『第4章』及び『第6章』参照)
12.	一時保管(場所)	自治体が設置する、災害廃棄物の一時的な受入れ(場所) (『第7章』参照)
13.	応急危険度判定	震災時に実施される調査。(『参考資料1』参照) 石綿の調査も実施されることとなった。

(用-1) 廃石綿等関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第二条の四(抜粋)

(昭和四十六年九月二十三日政令第三百号)

へ 廃石綿等(廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業(建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。)、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの(輸入されたものを除く。)及び輸入されたもの(事業活動に伴つて生じたものに限る。)であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)

(用-2) 建築物等関係

建築基準法 (抜粋)

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

(中略)

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

(用-3) 事業者等関係

石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）（抜粋）

（事前調査）

第三条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

(用-4) 事業者等関係

労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）（抜粋）

（定義）

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害

（省略）

二 労働者

労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者

事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質

（省略）

四 作業環境測定

（省略）

災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル作成検討会名簿

(敬称略)

委員

	小野塚 英一	長岡市環境部環境施設課 課長
	葛西 正敏	社団法人 全国産業廃棄物連合会 建設廃棄物部会 混合廃棄物分科会 副座長
	貴田 晶子	独立行政法人国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター 廃棄物試験評価研究室 室長
委員長	小林 悦夫	財団法人 ひょうご環境創造協会 副理事長・専務理事
	島田 啓三	社団法人 建築業協会 環境委員・副産物部会副部会長
	鈴木 裕生	アゼアス株式会社 代表取締役社長
	野城 智也	東京大学 生産技術研究所 教授
	柳 敏幸	静岡県都市住宅部建築安全推進室 主幹

臨時委員

	高橋 信二	国土交通省 住宅局 建築指導課 課長補佐
	高谷 博文	国土交通省 住宅局 建築指導課 係長

環境省

	木村 直昭	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 課長補佐
	葛西 聡	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 課長補佐
	野沢 倫	環境省 水・大気環境局 大気環境課 課長補佐
	藤井 洋	環境省 水・大気環境局 大気環境課 排出基準係長

事務局

	沖山 文敏	株式会社 オオバ 東京支店環境本部 本部長
事務局長	中野 恵一	株式会社 オオバ 東京支店環境本部 部長
	福林 紀之	株式会社 オオバ 顧問
	吉田 俊幸	株式会社 オオバ 東京支店環境本部 専門課長
	金井 宏	株式会社 オオバ 東京支店環境本部 環境施設課 課長
	伊藤 周一	株式会社 オオバ 東京支店環境本部 環境施設課 課長代理
担当	太田 寛展	株式会社 オオバ 東京支店環境本部 環境施設課 主任